

公共用地の取得に伴う補償金の前金払に関する事務取扱要領

千葉市が施行する公共事業用地の取得に伴う補償金の前金払の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(前金払の対象)

第1条 土地代金の前金払ができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、第1号及び第2号においては、事業用地の所有権移転登記、第3号においては、事業用地の所有権移転登記及び不動産登記法(明治32年法律第24号)第1条第2号から第9号の権利(以下「担保権等」という。)の抹消登記の嘱託に必要な全ての書類が本市に提出されている場合(官庁又は公署が抹消登記を嘱託する場合を除く。)に限る。

(1) 事業用地に建物等の物件が存在する場合

(2) 被補償者が前号に掲げる建物等の物件を所有し、生活再建又は従前の機能回復のためその移転を必要とするときで新規に代替地を取得する場合

(3) 事業用地に担保権等の権利が設定されていて、その権利消滅のための資金等を被補償者において用意できない場合

2 家屋又は物件の移転料の前金払ができる場合は、次のとおりとする。

被補償者が家屋又は物件の移転を行うためにその着工時に支払いを必要とし、その資金を用意できない場合

3 前2項に定める場合の他、前金払ができる場合は、次のとおりとする。

千葉市土地開発公社より再取得する場合で、かつ、特別な事情があると市長が認めた場合

(前金払の額)

第2条 前金払の額は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項第1号の場合

土地代金の70%以内の額で事業主管課長が必要と認める額

(2) 前条第1項第2号の場合

土地代金の100%以内の額で事業主管課長が必要と認める額

(3) 前条第1項第3号の場合

担保権等の権利の消滅に必要な額で事業主管課長が認める額

(4) 前条第2項第1号の場合

家屋又は物件移転料の80%以内の額で事業主管課長が必要と認める額

(5) 前条第3項の場合

千葉市土地開発公社の借入金に利子等を加えた額の範囲内で市長が必要と認める額

(その他)

第3条 国庫補助を受けて行う事業用地取得に伴う前金払の取扱いについては、この要領により定める基準と異なる国の指導する基準がある場合は、その基準を適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成6年4月1日から施行する。

2 千葉市土地売買代金前金払実施要領(昭和60年6月1日施行)は廃止する。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から施行する。